

2022年2月吉日

入学者の皆さま

流通科学大学  
教務委員長

### 2022年度前期の通学が困難な場合について

2022年度前期において、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、通学が困難である特別な事情を有する場合は、以下の要領にて「通学困難申請書」の申請を受け付けます。

#### 記

自分自身に基礎疾患がある、高齢の家族と同居しているため新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）に感染することができない等、正当な理由があり、かつそれを証明することができる場合は、「通学困難申請書」の提出ができます。2022年度前期授業において、前期を通じて通学が困難な場合は、学長宛に「通学困難申請書」と証明書類（医師の診断書、保護者が作成し、署名捺印をした文書等）を提出してください。通学困難申請が承認された者は、「通学困難認定者」として、通学ができないことによる不利益が生じないよう配慮を致します。「通学困難認定者」には図書の郵送による貸出し返却サービスなども行う予定です。（教科書は貸出できません。）

「通学困難認定者」は、クラブ活動等、授業以外の目的も含め、大学に通学できなくなりますので、提出にあたってはご注意ください。

#### 1. 申請受付期間等

2022年3月1日（火）～3月18日（金）（期間終了後は受付いたしません）

通学困難申請書の有効期間は：2022年4月1日（金）～8月6日（土）です。

有効期間中は、日曜・休日や、授業以外の用件についても登学はできません。

#### 2. 申請にあたっての注意点

2022年度前期は、原則として対面での授業を実施します。但し、新型コロナの感染状況によっては、対面授業とオンデマンド授業の同時並行開講、またはオンデマンド授業に移行する場合があります。

その場合にPC演習室で特殊ソフトウェアを利用する等オンデマンドでの授業ができない科目については、通学困難認定者であることにより履修できないものがあります。

「通学困難申請書」の承認は学外での行動を直接制限するものではありませんが、新型コロナへの感染防止のための申請という主旨を理解した行動をお願いします。

通学が可能となった場合は、「通学困難認定取消願い」を提出してください。

### 3. 提出方法

別紙の「通学困難申請書」「通学困難認定取消願い」の提出は以下①～③のいずれかの方法により行ってください。

提出書類については内容を確認し、不足がある場合には改めて期日設定をした上で再提出を求めることとします。いかなる理由があっても、この期日以降には受付いたしません。

提出された通学困難申請書に記載の内容については、学内関係部署にて共有いたします。クラブ顧問等もその中に含まれます。別添の診断書等の内容は申請の審査にのみ使用し、学長、副学長、学部長、教務部、保健室以外への情報共有は致しません。

- ①以下の住所へ教務部宛てに郵送で提出 ④ 3月18日（金）必着  
（締切後は受付いたしません）

送付先住所：〒651-2188 神戸市西区学園西町3丁目1番  
流通科学大学 教務部 宛

- ②以下のメールアドレスに写真またはデータを添付し提出

【UMDS\_Kyomu@red.umds.ac.jp】

送り先を間違えないように、しっかりと確認して送ってください。

- ③教務部へ対面で直接提出

以上